

最近の報道で、厚生年金基金制度を廃止することが検討されていることから、厚年基金加入者、受給者の不安が高まっています。企業年金コーナー につづいて「企業年金の受給権を守る連絡会」に寄稿していただきましたので紹介します。

## 企業年金受給権保護の法制化を要求しよう

厚労省は「厚生年金基金制度に関する専門委員会」で11月2日に、代行割れ基金を5年以内に解散させ、10年後には基金の代行制度を廃止するとした「厚年基金の改革案」を示した。厚労省はこの専門委員会の検討結果を受け、民主党ワーキングチームの小委員会に諮ったうえで、年内に成案をまとめ、次期通常国会で改正法案を提出している。

A I J 事件をきっかけに、代行割れ基金など財政悪化が表面化したため、厚労省の厚年基金廃止案が出されているわけだが、財政悪化していない健全な基金や企業年金連合会などは、この基金廃止案に反対している。

専門委員会が示した改革案では、代行割れ基金の解散に当たっては受給者にも負担を求め、申請時点で受給者の加算部分の給付を停止することや、代行割れしていない基金にも、これまでの解散要件だった「母体企業の経営悪化」という理由を撤廃し、解散に必要な加入者などの同意も、4分の3以上から3分の2以上に緩和している。

代行制度の厚年基金は1965年に財界の要求でつくられ、経済の右肩上がりの時代に大企業を中心として、基金の代行部分の運用益で大きなメリットを享受してきたものであり、制度創設時から労働者側は、労使協議で決定される退職金の一部が公的年金の枠組みにはめ込まれる厚年基金制度は問題があるとして反対してきた。

大企業の負担軽減、利益目的でつくられた厚年基金が、経済が低迷し、メリットが少なくなると、今度は代行返上し加入者、受給者の給付減額を強行するなど、きわめて身勝手な振る舞いをしてきた歴史的経緯を忘れるわけにいかない。

今回の専門委員会の議論の中でも、受給権保護の観点が欠如している。このたびの基金制度廃止に際し、より一層受給権の保護が重要な課題となっており、受給権保護の法制化を急ぐ必要がある。

企業年金連合会発行の月刊誌11月号で、ある企業年金研究所の担当マネージャーが「厚生年金基金制度の廃止をめぐる情勢について」の論説の中で、次のように述べている。「少子高齢化の進展に伴い公的年金のスリム化が避けられないなか、公的年金を補足しサラリーマンの老後所得保障を担う企業年金の役割は、ますます重要性をましている。制度廃止ありきや負担軽減ありきではなく、年金受給者および加入者の受給権保護

に配慮した、持続可能な制度の構築が望まれる」とのべており、このような観点で専門委員会でも議論してほしいものである。

「企業年金の受給権を守る連絡会」では、厚労省や各政党への要請や、労働組合団体等との意見交換などをすすめ、基金制度廃止などによる受給権の侵害を許さない運動が一層重要な情勢に至っていると認識している。

全日本年金者組合の仲間とともに、企業年金の受給権保護の法制化の実現の運動を強く押し進めよう。

## 法政大学年金裁判を支援しよう

法政大学の教職員の退職年金が、2011年4月より減額され、平均で10年間に6%~12%の引き下げ、毎年5万円ずつ10年間減額される人もいる。

法政大学年金は、加入者と大学側の拠出で退職後の給付設計がされている自社年金であり、退職者にとっては退職時に受給権を年金額で確定しているものである。

退職年金の減額は、受給権と財産権の侵害であり、労働契約に反するものであるとして、9月10日に東京地裁に14名の原告団が提訴した。

第1回裁判が10月25日に開廷され、横内団長の意見陳述があった。第2回法廷日程は12月17日午後1時半となっており、第2回目の意見陳述が行われることとなっている。

「企業年金の受給権を守る連絡会」は裁判傍聴などを積極的に取り組み法政大学年金の減額を許さないための支援を続けている。

(企業年金の受給権を守る連絡会 代表世話人 社会保険労務士 夏野弘司)

**企業年金の受給権を守る連絡会**

(問合せ) 事務局 (木村) / fax03-3902-2189 [Eメール kimura-f@ma.kitanet.ne.jp](mailto:kimura-f@ma.kitanet.ne.jp)